

法人県民税・事業税・特別法人事業税の税率について

法人県民税

法人税割

法人等の区分		税率	
		平成26年10月1日から令和元年9月30日 までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び 相互会社		法人税額又は個別帰 属法人税額 × 4.0%	法人税額又は個別 帰属法人税額(※2) × 1.8%
資本金の額又は出資金の額 が1億円以下の法人等	課税標準となる法人税額又は 個別帰属法人税額(※2)が 年1,000万円を超える法人等	法人税額又は個別帰属 法人税額 × 3.2%	法人税額又は個別帰 属法人税額(※2) × 1.0%
	課税標準となる法人税額又は 個別帰属法人税額(※2)が 年1,000万円以下の法人等	法人税額又は個別帰属 法人税額 × 3.2%	法人税額又は個別帰 属法人税額(※2) × 1.0%

※1 他の都道府県においても事務所又は事業所を有する法人の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判断は、地方税法(以下「法」という。)第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとなります。

※2 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から個別帰属法人税額はなくなります。

均等割

法人の区分	法人県民税均等割額		
	標準税率	紀の国森づくり税	合計額
1. 次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等 ロ 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で 代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの) ハ 一般社団法人(非営利型法人を除く)及び 一般財団法人(非営利型法人を除く) ニ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除く) ホ 資本金等の額が1,000万円以下の法人	年額 20,000円	年額 1,000円	年額 21,000円
2. 資本金等の額が1,000万円を超え、1億円 以下の法人	年額 50,000円	年額 2,500円	年額 52,500円
3. 資本金等の額が1億円を超え、10億円以下 の法人	年額 130,000円	年額 6,500円	年額 136,500円
4. 資本金等の額が10億円を超え、50億円以下 の法人	年額 540,000円	年額 27,000円	年額 567,000円
5. 資本金等の額が50億円を超える法人	年額 800,000円	年額 40,000円	年額 840,000円

※ 平成19年4月1日以後に開始する事業年度分から「紀の国森づくり税」として均等割の税額の5%相当額が加算されています。

※ 「資本金等の額」とは、法第23条第1項第4号の5で定める額で、平成27年4月1日以後開始の事業年度から、無償増減資等の金額を加減算する措置を講じ、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、資本金と資本準備金の合計額が均等割の税率区分の基準となります。

※ 保険業法に規定する相互会社の均等割は、純資産額で区分します。

法 人 事 業 税

法 人 区 分		所 得 区 分 等 の 区 分		令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで に開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度	
①	外形標準課税対象法人 (資本金の額又は出資金の額 が1億円を超える普通法人)	付 加 価 値 割		1.2%	1.2%	
		資 本 割		0.5%	0.5%	
		所 得 割	年400万円以下の所得		0.4%	1.0% (※2)
			年400万円を超え 年800万円以下の所得		0.7%	
・年800万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人(※1)		1.0%				
②	資本金の額又は出資金の額 が1億円以下の普通法人、 公益法人及び投資法人等	所		年400万円以下の所得	3.5%	
		得		年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.3%	
		割		・年800万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人(※1)	7.0%	7.0%
③	特別法人(農業協同組合、 信用金庫、医療法人等)	所		年400万円以下の所得	3.5%	
		得 割		・年400万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人(※1)	4.9%	4.9%
④	電気供給業(小売電気事業等、 発電事業等及び特定卸供給事業 を除く)、ガス供給業(一般ガス導 管事業及び特定ガス導管事業(※ 4))又は保険業を行う法人	収入割		1.0%	1.0%	
⑤	電気供給業(小売電気事業 等、発電事業等及び特定卸供 給事業(※3))	②及び③の法人		所得割	1.85%	
				収入割(※5)	0.75%	
		①の法人		付加価値割		0.37%
				資本割		0.15%
		収入割(※5)		0.75%	0.75%	
⑥	ガス供給業(ガス製造事業者 が行う特定ガス供給業(※6))	付加価値割		-	0.77%	
		資本割		-	0.32%	
		収入割		-	0.48%	

※1 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

※2 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税対象法人の所得割については軽減税率の適用が無くなり、標準税率の1.0%で課することとされました。

※3 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等については、法人区分⑤により課することとされ、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から、電気供給業のうち特定卸供給事業については、法人区分⑤により、配電事業については、法人区分④により課することとされました。

※4 令和4年3月31日以前に開始する事業年度においては、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者が行うガス供給業に限り、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からは一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に限りです。

※5 電力会社が行う電気供給業のほか、再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス)の固定価格買取制度を利用した売電事業も電気供給業に該当します。なお、現に電気を供給している実態があれば、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

※6 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス供給業のうち特定ガス供給業を行うガス製造事業者は法人区分⑥により課することとされました。

※7 令和2年4月1日以前の税率につきましては、和歌山県税事務所へお問い合わせください。

特別法人事業税(国税)

課税標準	税 率	
	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで に開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税対象法人の所得割額 (左頁法人区分①の法人)	260.0%	260.0%
外形標準課税対象法人・特別法人以外の法人の所得割額 (左頁法人区分②の法人)	37.0%	37.0%
特別法人の所得割額 (左頁法人区分③の法人)	34.5%	34.5%
収入割額(電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く)、ガス供給業(一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業)又は保険業)によって法人事業税を課税される法人の収入割額 (左頁法人区分④の法人)	30.0%	30.0%
収入割額(電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)によって法人事業税を課税される法人の収入割額 (左頁法人区分⑤の法人)	40.0%	40.0%
収入割額(ガス供給業のうちガス製造事業者が行う特定ガス供給業)によって法人事業税を課税される法人の収入割額 (左頁法人区分⑥の法人)	30.0%	62.5%

紀 の 国 森 づ く り 税

紀の国森づくり税は、森林の公益的機能(水源涵養、土砂流出防止、土砂崩壊防止、野獣鳥獣保護、二酸化炭素吸収源等)は、すべての県民に及んでいるとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として設けられた税金です。
この税は県民税均等割の超過課税方式を採用しており、法人県民税均等割及び個人県民税均等割に上乗せ課税されます。

○法人……法人県民税均等割の5%

資本金等の額	年税額
1,000万円以下	1,000円
1,000万円超～1億円以下	2,500円
1億円超～10億円以下	6,500円
10億円超～50億円以下	27,000円
50億円超	40,000円

○個人……年額:500円

電子申告・電子納税のご利用について

法人県民税・法人事業税の申告・納税についてはeLTAXを利用した電子申告・電子納税が便利です。

参考URL：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



大法人の電子申告義務化

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納付申告書、申告書に添付すべきものとされている書類については、電子情報処理組織を使用する方法(eLTAX)により提出しなければならないこととされました。

●対象となる法人

次の国内法人が対象となります。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人、特定目的会社

●適用日

令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度分から適用

お問合せ先

名称	所在地	管轄区域・電話番号
和歌山県税事務所 事業税課法人グループ	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 県庁第2南別館	和歌山県全域 (073)441-3397

(R5. 4)